

令和元年第2回

中部知多衛生組合議会定例会

会 議 録

中部知多衛生組合

◎出席議員（15名）

1番	石川英之	2番	沢田清
3番	坂井美穂	4番	中川健一
5番	榊原伸行	6番	福本貴久
7番	青木宏和	8番	久野勇
9番	森田義弘	10番	石原壽朗
11番	川原和敏	12番	稲葉民治
13番	都築周典	14番	伊藤史郎
15番	加藤久豊		

◎欠席議員（0名）

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	伊 藤 辰 矢
副 管 理 者	榊 原 純 夫
副 管 理 者	榊 山 芳 輝
副 管 理 者	山 田 朝 夫
半田市副市長	堀 寄 敬 雄
武豊町副町長	永 田 尚
会計管理者	水 野 真 弓
場 長	齋 田 充 弘
主 任	石 川 収
常滑市環境経済部長	中 野 旬 三
半田市市民経済部長	滝 本 均
武豊町生活経済部長	竹 内 誠 一
常滑市生活環境課長	浜 島 靖
半田市クリーンセンター所長	加 藤 明 弘
武豊町生活経済部次長兼環境課長	篠 崎 良 一

◎ 議会事務局職員の出席者

書 記	伊 藤 憲 二
-----	---------

る手続及び効果に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。本案に関しての説明を求めます。場長。

場長（齋田充弘） ただいま議題となりました、議案第4号中部知多衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について、補足の説明を申し上げます。恐れ入りますが、巻末13ページの資料2をご覧ください。「1趣旨」でございますが、地方公務員法において、任命権者は、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を目的に、一定の事由により、その職務を十分に果たすことができないと認められる職員に対して、降任、免職等の分限処分を行うことができるとされております。そのため、法に規定された勤務実績不良及び適格性欠如を事由とする分限処分の手続きについて、中部知多衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に追加いたし、所要の改正をするものでございます。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月に公布されました。これによりまして、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断することとなります。地方公務員においては、成年被後見人等に係る欠格条項が令和元年12月14日に削除されるため、採用時は試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障などにより職務を行うことが難しい場合には、病気休職や分限などの規定により対応することとなります。そのため、関係条例について所要の改正をするものでございます。ページをはねていただきまして、「2改正内容」でございます。改正の対象となる条例は4件でございます。（1）としまして、勤務実績不良及び適格性欠如を事由とする分限処分の手続きについて追加するものでございます。職員が次に該当する場合で、指導、研修等の措置を実施したにもかかわらず、改善されない場合に、降任又は免職するものでございます。次に、（2）第2条では、成年後見制度に関しまして、地方公務員法の一部改正により、引用条文の号ずれが生じたことから引用箇所を改正するものでございます。（3）第3条から第5条では、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、関係条例の該当規定を削除するものでございます。「3施行期日」につきましては、この条例は、公布の日から施行いたし、第2条から第4条の規定は、令和元年12月14日から適用するものでございます。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきたいと思っております。中部知多衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正するものとして、関係条文をそれぞれ改めるものでございます。資料5ページの「資料1」新旧対照表をご覧ください。

場長（齋田充弘） ただいま議題となりました、認定案第1号平成30年度中部知多衛生組合会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。はじめに、平成30年度主要施策の成果につきまして、主なものについて、ご説明申し上げます。お手数をおかけしますが、決算書の32ページをお開きください。これは平成30年度決算にあたりまして、その概要を取りまとめたものでございます。当組合の施設は、昭和61年に稼動して以来33年目を迎えており、耐用年数を超過している設備・機器等が多く、施設全体の老朽化が進行しているとともに、汲取り便槽の水洗化等による浄化槽の普及により、し尿等の搬入性状が、当初設計負荷と比較して希薄化しているため、施設運営の効率化が困難な状況となっております。こうしたなか、継続的かつ安定した処理機能の確保、循環型社会に資する処理システムへの転換を目指し、平成27年度に策定しました「し尿処理施設整備方針検討業務」を基に、下水道放流方式への改修整備に向け進めていくなかで、今年度は、「延命化基本計画の策定」及び「生活環境影響調査」を委託いたしました。また、施設の維持管理等におきましては、施設の老朽化に伴い維持補修費等が年々増加するなかで、下水道放流方式への改修整備まで施設を合理的に運転し経費削減を図るため、前年度に引き続きユーティリティー管理及び補修工事等を含めた包括的な委託を行いました。これにより機器設備においては、計画的な工事・修理等を行いつつ突発的な故障にも柔軟に対応することができ、順調な運転を続けることができました。決算状況をみますと、歳出は3億1千395万7千603円で、前年度に比べ2千623万円余の増額となりました。これは、し尿処理費において、施設の改修整備に伴い、武豊町の下水道に接続するため、「知多都市計画武豊下水道事業受益者負担金に関する条例」に基づいて支払いました「下水道受益者負担金」と「延命化基本計画作成業務」及び「生活環境影響調査」の委託費によることが主な要因でございます。生し尿等の収集量は、公共下水道の面整備の進捗、接続人口の増加により、引き続き減少していくものと推測いたしますが、今後も施設の効果的な運営及び維持管理を図るとともに、下水道放流方式への改修整備に向け進めてまいります。以上、平成30年度決算にあたりましての概要の説明とさせていただきます。続きまして、決算の内容につきましてのご説明を申し上げます。恐れ入りますが、決算書の1、2ページをお願いいたします。平成30年度中部知多衛生組合会計歳入歳出決算の総括表でございます。歳入決算額は、3億2千691万2千571円、歳出決算額は、3億1千395万7千603円でございます。歳入歳出差引残額は1千295万4千968円で、全額を、翌年度へ繰越すものでございます。歳入歳出の詳細につきましては、事項別明細書と施策の概要及び成果にてご説明申し上げます。お手数をおかけしますが、13、14ページをお開きください。平成30年度の歳入歳出決算事項別明細書でございます。初めに、歳入からご説明申し上げます。1款1項1目1節 分担金は、施設の運

転等維持管理に係る経費を、投入量により各市町で按分するものです。備考欄にございますように、半田市9千716万6千円、常滑市1億2千877万円、武豊町5千885万3千円、合計2億8千478万9千円を分担金として各市町から納入をしていただいたものでございます。1款2項1目1節 負担金は、施設の改修整備工事に伴う経費から、国庫支出金を除いた額を、均等割及び人口割により算出し、2市1町に負担していただくもので、平成30年度は、「延命化基本計画」及び「生活環境影響調査」を行っており、備考欄にございますように、半田市791万4千円、常滑市869万6千円、武豊町413万円、合計2千74万円を負担金として各市町から納入をしていただいたものでございます。2款1項1目1節 し尿処理費国庫補助金は、平成30年度に実施した改修工事に伴う「延命化基本計画」及び「生活環境影響調査」の経費のうち交付金対象事業費に係る交付金で、備考欄にございますように、循環型社会形成推進交付金で、517万7千円でございます。3款1項1目1節 繰越金は、備考欄にございますように前年度繰越金で、1千138万5千155円でございます。4款1項1目1節 雑入は、482万1千416円で、主なものは、備考欄の周辺整備事業費負担金の98万8千243円と、焼却灰処分費負担金の381万508円でございます。周辺整備事業費負担金は、長成公園の維持管理等にかかった経費の総額のうち、60%を当組合が、40%を常滑武豊衛生組合が負担することとしておりまして、平成30年度の周辺整備事業にかかった経費の40%を常滑武豊衛生組合に負担していただいたものでございます。また、焼却灰処分費負担金は、焼却灰の処分を民間委託した常滑市と武豊町の負担金でございます。その内訳は、常滑市261万3千669円、武豊町119万6千839円でございます。表の一番下の段、歳入合計といたしまして、予算現額の計は3億2千712万5千円、調定額、収入済額はともに3億2千691万2千571円となるものでございます。続きまして、33、34ページをご覧ください。歳出につきましては、施策の概要及び成果にてご説明を申し上げます。1款1項1目 組合議会費は、支出済額60万6千86円で、主なものとしましては、報酬でございます。議会の開催状況等につきましては、記載のとおりでございます。2款1項1目 総務費の支出済額は3千40万6千107円で、主なものとしましては人件費の2千436万182円で、特別職4人、派遣職員2人、職員1人を含む人件費でございます。職員福利厚生費1万1千720円は、職員の健康診断等の経費でございます。続きまして、ページをはねていただきまして、35、36ページをご覧ください。2款2項1目 し尿処理費は、し尿処理に直接要する経費で、支出済額は2億6千15万7千410円でございます。処理状況につきましては、収集量等、記載のとおりでございます。施設包括運転管理費2億4千624万円は、平成19年度より施設の運転管理業務を引き続き民間委託しており、平成28年度からは、これまでの運転管理業務のみの委託からユーティリティー管理及び補修工事等を含めた包括運転管理業務へと変更し、民間技術を活用した合理的な

施設の運転及び経費削減を図りました。委託業務の内容につきましては、表の下、1維持管理の(1)処理施設においては、投入受付及び投入施設、一次二次処理施設、高度処理施設及び前処理施設等の運転管理を、(2)庁舎等管理では、電気保安、消防設備等の管理及び長成公園管理、周辺整備等でございます。ページをはねていただきまして、37、38ページをご覧ください。2分析業務につきましては、排出水の汚濁物質、排出ガス及びダイオキシン類などの測定を行い、その測定結果はいずれも公害防止計画値、保証値を下回っております。測定結果、内容につきましては、次に記載のとおりでございます。3ユーティリティー調達管理につきましては、施設の運転に直接必要な資材等の調達管理でございます。ユーティリティーの購入量につきまして、薬剤、燃料等、電力、用水別に記載してございますが、し尿収集量の減少に伴い、全体的に減少傾向でございます。4補修工事等につきましては、施設の安定した運転を図るため計画的な機器の工事、点検整備、修理等を行いつつ、突発的な故障にも対応いたしました。主な工事等は、オゾン処理設備点検整備始め10件でございます。続きまして、ページをはねていただきまして、39、40ページをご覧ください。廃棄物等処分費535万2千350円は、当施設から排出される廃油、腐食性廃酸、沈砂汚泥、焼却灰の廃棄物の処分に要した費用で、処分状況については、記載のとおりでございます。2款2項2目 施設改修費は、平成27年度に策定した「し尿処理施設整備方針検討業務」に基づいて本施設を前処理・前脱水による下水道放流方式とし、汚泥等の資源化を行う汚泥再生処理センターへ改修整備するための基本設計を目的とするもので、当組合の要求事項を満たし、施設の性能を取りまとめた発注仕様書を作成する際の基礎となる各種条件等を決定した「延命化基本計画」の作成に係る委託費で、支出済額は1千404万円でございます。主な業務内容は、施設基本設計において、基本条件の設定、施設計画の検討、概略施工計画の検討、概算工事費の算定、生活環境影響調査予測条件の設定を行い、管渠基本設計においては、計画区域の概要、事前調査、設計条件、設計計画、概略工法の検討などでございます。続きまして、41ページをご覧ください。生活環境影響調査費は、先ほどと同様に、当組合し尿処理施設を下水道放流方式へ改修整備するにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境に係る調査、予測・分析、並びに必要な環境保全措置の検討を委託により行ったもので、支出済額は874万8千円でございます。調査項目として設定した騒音、振動、悪臭の予測及び影響の分析結果につきましては、表1のとおり、全ての項目について環境保全目標を満足しているものでございます。また、表2及び表3にお示しした環境保全対策を適切に実施することで、本施設の稼働に伴う生活環境への影響は、十分に回避・低減され、本事業の実施が事業予定地周辺の生活環境に影響を及ぼさないものと評価できる結果でございました。恐れ入りますが、17、18ページへお戻りください。3款公

債費及び4款 予備費は、ともに支出がございませんでした。表の一番下の段、歳出合計でございますが、予算現額の計は3億2千712万5千円で、支出済額は3億1千395万7千603円、不用額は1千316万7千397円となるものでございます。続きまして、8ページにお戻りください。これは、平成30年度の決算審査の意見書でございます。去る8月8日、監査委員のご審査をいただき、意見書をいただいておりますので、その写しを添付させていただいたものでございます。以上、認定案第1号平成30年度中部知多衛生組合会計歳入歳出決算認定についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

議長（加藤久豊） 説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番（中川健一） 2点、お願いします。ひとつめは、成果報告書の40ページの延命化基本計画作成費のところですが、たいへん施設の老朽化とか維持費が年々かかってきて大変なことは良く分かりました。これ、どのくらいの長さの延命を考えているのか、あと、どうやってその辺りを分析しているのか、できれば財政的な背景も踏まえて教えていただけると助かります。もう1点ですが、中部知多衛生組合の議事録が作ってはいいただいているのですが、ホームページで公開がされていないですね。その辺りの考え方について教えていただければと思います。

場長（齋田充弘） ただいまの中川議員のご質問についてお答えさせていただきます。1点目の今後の施設の見通しの件でございますが、概ね15年、最低でも15年使えるように来年度、再来年度で改修工事を進めて行くものでございます。財政状況の見通しの点というところにつきましては、今後しっかりと検討して参りまして、止める事が出来ない施設でございますので、構成市町の皆様方のご協力を仰ぎながら安定した運営に努めてまいりたいと思います。ご質問の2点目、議事録の公表につきましては、現在、当組合のホームページには掲載が出来ておりませんので、次年度に向けて、スマートフォンの対応も出来ていない状況でございますので、議会のページ等を作成いたしまして、次年度中に公表できるような形で改修をして参りたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上、お答えとさせていただきます。

議長（加藤久豊） そのほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

(「なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 討論を終結いたします。これより、採決を行います。同意案第5号は、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(加藤久豊) ご異議なしと認めます。よって、同意案第5号は、原案のとおり同意することに決しました。

(半田市長入場)

議長(加藤久豊) ただいま、副管理者に選任同意されました榊原純夫半田市長から、就任の御挨拶をお願いします。副管理者、半田市長。

副管理者(榊原純夫) 半田市長の榊原純夫でございます。ただ今は、中部知多衛生組合副管理者の選任につきまして、議員の皆様方のご理解を賜り、ご同意いただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。副管理者として職責をまっとうし、誠心誠意努力して参る所存でございますので、皆様方の格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげ、御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長(加藤久豊) 以上をもちまして、本日の日程は、全部終了いたしましたので、会議を閉じることにはしたいと思います。閉会にあたりまして、管理者から、挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者、常滑市長。

管理者(伊藤辰矢) 議長のお許しをいただきまして、謹んで閉会の御挨拶を申し上げます。ただいまは、ご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議いただき、ご可決、ご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。当組合の運営につきましては、今後とも副管理者の半田市長、武豊町長とも十分協議をしながら、遺漏のないよう努めてまいり所存でございます。議員の皆様方には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げ閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和元年 10 月 4 日

議 長 加 藤 久 豊

議 員 福 本 貴 久

議 員 川 原 和 敏